

三重県産材利用促進に関する条例検討会 運営要綱

改正 令和2年9月3日

(趣旨)

第1条 三重県産材の利用の促進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された三重県産材利用促進に関する条例検討会（以下「検討会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 検討会は、三重県産材の利用の促進に関する事項を調査し、及び検討するものとする。

(検討会の組織)

第3条 検討会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査及び検討の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 委員の指名後最初に開かれる会議における座長の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

4 座長は、検討会の会務を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合において、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加、資料の提出又は調査を求めることができる。

(定足数)

第6条 検討会は、現に在任する委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 検討会は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

(事務)

第8条 検討会の事務は、県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、県議会議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。